

農林水産省所管独立行政法人の見直し当初案

● 見直し当初案

農畜産業振興機構 P. 1

農業者年金基金 P. 7

農林漁業信用基金

▪ 財務省提出分 P. 10

▪ 農林水産省提出分 P. 13

各府省別法人の見直し当初案の内容一覧表

府省名	農林水産省			
法人名	1. 事務及び事業の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)		2. 組織の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)	
	事務及び事業名	具体的措置(又は見直しの方向性)		
独立行政法人農畜産業振興機構	畜産関係業務	<p>【業務の重点化】 平成22年4月の行政刷新会議による事業仕分け及び独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(平成22年12月7日閣議決定)での指摘を受け、23年度において、資源循環型酪農推進事業及び鶏卵需給安定緊急支援事業は国直轄事業で実施、生乳需要創出緊急対策支援事業は廃止。結果として、経営安定対策は400億円超の減額。 23年3月に中期目標の期中改定を行い、畜産振興事業の補完対策(その他畜産振興事業)について「本対策については、事業を縮減する」と明記し、自給飼料、家畜改良、消費拡大、施設整備関係を中心に国直轄事業へ移行するなど大幅に見直し、60億円程度を削減。また、「保有資金及び公益法人に造成している基金については、真に必要な限度まで縮減する」と明記し、保有資金の残高は、22年度末は1,429億円、23年度末は828億円、24年度末は138億円となる見込み。公益法人に造成している基金については、21年度末は26基金で1,457億円(うち補助金1,423億円)であったが、22年度末は9基金で986億円(うち補助金976億円)、23年度末は6基金で829億円(うち補助金819億円)(その大半が生産者等に貸し付けているリース物件等の貸付残)。 次期中期目標期間においては、 ①補完対策については、真に必要な事業について所要額を確保して実施。 ②保有資金については、真に必要な限度まで縮減に努める一方、畜産経営安定対策等の安定的な実施や年度途中における緊急対策への機動的な対応のために必要な水準を確保。 ③公益法人に造成している基金については、3年ごとに定期的な見直しを行い基金規模の適正化を図ってきたところであり、引き続き真に必要な限度まで縮減に努める。</p>	<p>【支部・事業所等の見直し】 平成22年4月の行政刷新会議による事業仕分け及び独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(平成22年12月7日閣議決定)での指摘を受け、平成23年3月に中期目標及び中期計画を変更し、海外事務所(5カ所)を廃止済。 なお、地方事務所については、生産現場等に所在することによって、要件審査、交付申請、相談等を現地に対応することが可能となり、生産者及び製造事業者にとっての利便性が高く、また、地域の実情に明るい地方事務所の職員が審査や調査を的確かつ迅速に行うことができるなど、砂糖及びびん粉の価格調整制度の運営の効率性を高めていることから、引き続き必要である。 【事務事業実施主体の見直し】 機構は国の食料・農業・農村基本計画に基づく農政の基本方針に則して、機動性を活かしつつ、国等が行う施策や事業と連携し、民間による取組が困難な場合、及び民間による取組を促進する場合において、①経営安定対策、②需給調整・価格安定対策、③緊急対策、④情報収集・提供に関する業務に取り組んでおり、今後とも公正で中立的な機関である機構において業務を実施する必要がある。 【重複排除・事業主体の一元化等】 機構は国産農畜産物の安定的な供給を図るため、生産者の経営安定対策を中心に、需給調整・価格安定対策、緊急対策、情報収集・提供に関する業務を実施している唯一の独立行政法人であり、事務事業について、他法人との重複はない。</p>	<p>【保有資産の見直し(不要資産の国庫返納等)】 利益剰余金のうち、返還可能な積立金については、通則法等の規定に基づき中期目標期間終了後に返還予定。 【随意契約の見直し等取引関係の見直し】 独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて(平成21年11月17日閣議決定)に基づき、平成21年11月に外部委員3名(弁護士、税理士、公認会計士)と監事2名から構成される契約審査委員会を設置し、契約に関して点検・見直しを実施する体制を整備した。また、1者応札解消に向けた取組として、公告期間の十分な確保、競争参加資格の緩和、仕様書の見直し等の取組も行っており、引き続き取引関係の見直しを徹底。 【管理運営の適正化(人事管理・人件費を含む)】 平成17年12月から機構が実施している「給与構造の見直し」を着実に推進し、職員の給与水準については、平成24年度までに国家公務員と同程度とし、検証結果や取組状況を公表することとしている。 【事業の審査、評価の見直し】 外部専門家・有識者等からなる第三者機関による業務の点検・評価を行い、その結果を業務運営に反映させる取組を引き続き実施。</p>

法人名	1. 事務及び事業の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)		2. 組織の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	3. 運営の効率化及び自律化の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)
	事務及び事業名	具体的措置(又は見直しの方向性)		
	野菜関係業務	<p>【業務の改善】</p> <p>平成22年4月の行政刷新会議による事業仕分け及び独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(平成22年12月7日閣議決定)での指摘を受け、23年度において、契約取引を行う現場のニーズを踏まえて、六次産業化法(23年3月全面施行)の特例措置により、指定産地によらずリレー出荷による周年供給に取り組む生産者への支援を措置するとともに、契約取引における野菜の価格・数量変動に対応したモデル事業を新たに制度化し、従来の指定産地を対象とした事業のみによる支援方式を取りやめ。また、指定野菜価格安定対策事業及び特定野菜等供給産地育成価格差補給事業の国費負担分について、国庫債務負担行為限度額を50%から70%へ引き上げる等により保有資金を低減し、捻出した資金を23年度予算額に活用する(予算額0)とともに国庫納付済。</p> <p>なお、リレー出荷に係る特例措置については、実需者に対する重点的な働きかけ等、利用促進に向けた効果的周知を行う。</p>	<p>【非公務員化】</p> <p>平成15年10月に特殊法人から改組している独立行政法人であり、設立当初から非公務員化している。</p>	
	砂糖関係業務	<p>【業務の改善】</p> <p>平成22年4月の行政刷新会議による事業仕分け及び独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(平成22年12月7日閣議決定)での指摘を受け、22年10月から精製糖・異性化糖製造企業による調整金の負担水準を定める指定糖・異性化糖調整率を引き上げるとともに、23年度における甘味資源作物生産者交付金単価を引き下げる等の取組を実施。これにより23年度において113億円の収支改善が図られた。また、生産者等による経営努力のインセンティブがより高まるよう、22年産から生産者に対する交付金交付要件として作業規模拡大に向けて共同利用組織での防除等の作業を位置づけるとともに、23年産からより糖度の高いさとうきび生産が図られるよう基準糖度帯を引き上げるなど枠組みの見直しを実施。</p> <p>さらに、見直しの基本方針の指摘を踏まえた措置以外の累積欠損低減のための取組として、短期借入金の調達コストを抑えるため、短期金融市場の動向を注視した有利な契約期間による入札を実施。24年度分の借入金調達に当たっては、指名競争入札から一般競争入札に変更し、更なる借入金利の低減に努める。</p>		

法人名	1. 事務及び事業の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)		2. 組織の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	3. 運営の効率化及び自律化の見直しに 係る具体的措置(又は見直しの方向性)
	事務及び事業名	具体的措置(又は見直しの方向性)		
	でん粉関係業務	—		
	情報収集提供業務	【業務の効率化】 平成22年4月の行政刷新会議による事業仕分け及び独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(平成22年12月7日閣議決定)での指摘を受け、平成23年3月に中期目標及び中期計画の期中改正を行い、海外事務所(5力所)を廃止し、事業規模を縮減済。		

I. 中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しの当初案整理表

法人名	独立行政法人 農畜産業振興機構			府省名	農林水産省		
沿革	昭 36.12 畜産振興事業団 → } 昭 40.8 糖価安定事業団 } 昭 56.10 蚕糸砂糖類価格安定事業団 } 平 8.10 農畜産業振興事業団 } (※) 昭 41.3 日本蚕糸事業団 } 昭 51.10 野菜供給安定基金 → } (※) → 平 15.10 独立行政法人農畜産業振興機構						
中期目標期間	第1期：平成15年10月～20年3月(17年、18年、19年見直し) 第2期：平成20年4月～25年3月(21年、23年見直し)						
役員数及び職員数 (平成24年1月1日現在) ※括弧書きで監事の数を記載。 役員数は監事を含めた数字を記載。	役員数(うち、監事の人数)			職員の実員数			
	法定数	常勤の実員数	非常勤の実員数	常勤職員		非常勤職員	
	10人(2人)	10人(2人)	0人(0人)	214人		32人	
年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度(要約)	
国からの財政支出額の推移 (単位：百万円)	一般会計	103,009	98,103	87,886	120,626	99,060	—
	特別会計	—	—	—	—	—	—
	計	103,009	98,103	87,886	120,626	99,060	—
	うち運営費交付金	2,284	2,222	1,883	1,887	1,631	—
	うち施設整備費等補助金	—	—	—	—	—	—
うちその他の補助金等	100,725	95,881	86,003	118,740	97,429	—	
支出予算額の推移 (単位：百万円)	287,428	343,642	402,720	365,289	326,984	—	
利益剰余金(又は繰越欠損金)の推移 (単位：百万円)	△25,033	△48,643	△51,908	△13,678			
発生要因	砂糖勘定の収支不均衡によるものである。これは近年の消費者の低甘味嗜好等による砂糖の消費減退(輸入数量の減少)、国際的な砂糖価格の高騰による調整金収入の減少に加え、さとうきびの豊作により、交付金支出が増加したことなどによる。						
見直し案	平成22年10月から糖価調整制度関係者の取組み(指定糖・異性化糖調整率の引上げ、生産者・事業者交付金単価を引き下げる等の取組)を順次実施。これにより、平成23年度において113億円の収支改善が図られた。また、平成23年度4月に国の支援措置による糖価調整緊急対策交付金329億円を受入れ。						
運営費交付金債務残高 (単位：百万円)	537	1,019	1,381	1,574			
行政サービス実施コストの推移 (単位：百万円)	140,804	106,394	69,918	84,920	(見込み)	154,632	(見込み) —

見直しに伴う行政サービス実施コストの改善内容及び改善見込み額	—
<p>中期目標の達成状況 （業務運営の効率化に関する事項等）（平成 23 年度実績）</p>	<p>（業務運営の効率化に関する事項）</p> <p>1 事業費の削減・効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業費について、補助事業の効率化等を通じ、中期目標期間中に、平成 19 年度比で 10%削減。 <u>（平成 23 年度実績：47%削減）</u> <p>2 業務運営の効率化による経費の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一般管理費（人件費を除く。）については、定期的な日常業務の点検及び業務体制の見直しに努め、中期目標期間中に、平成 19 年度比で 15%削減。 <u>（平成 23 年度実績：18.8%削減）</u> ○ 人件費（退職金及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）について、平成 18 年度からの 5 年間で 5%以上を基本とする削減について実施するとともに、人件費改革の取組を平成 23 年度まで継続。 <u>（平成 23 年度実績：13.4%削減）</u> ○ 管理職割合について、平成 20 年度以降、新たな人事管理制度を導入することにより、平成 25 年 4 月 1 日までに 3 分の 1 に引き下げ。 <u>（平成 23 年度実績：27.4%）</u> ○ 給与水準について、国家公務員の給与水準を十分考慮し、平成 21 年度の対国家公務員年齢・地域・学歴勘案指数が 107.1 であることを踏まえ、平成 24 年度までに国家公務員と同程度とする。 <u>（平成 23 年度実績：103.6）</u> <p>3 業務執行の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 外部専門家・有識者等からなる第三者機関による点検・評価等を行い、その結果を業務運営に反映させる等業務執行の改善を図る。 <u>（平成 23 年度実績：外部専門家・有識者等からなる「独立行政法人農畜産業振興機構評価委員会」及び「補助事業に関する第三者委員会」を開催、結果はHPに公表）</u>

- 業務の適正な執行を図るため、外部有識者を含むコンプライアンス委員会を設置し、内部統制機能を強化。
(平成 23 年度実績：コンプライアンス委員会で推進計画を審議し、計画的な取り組みを実施。なお、コンプライアンス委員会は平成 20 年度に設置済)

4 機能的で効率的な組織体制の整備

- 諸情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ、機能的で効率的な組織体制の整備を図る。
(平成 23 年度実績：平成 23 年 3 月の中期目標及び中期計画の期中改定により、業務の記述が品目別から対策別に変更されたこと等を受け、業務が機能的かつ効率的に行われるよう、畜産関係 3 部を畜産経営対策部、畜産需給部、畜産振興部に再編するとともに、海外事務所の廃止を受け、調査情報部の組織体制を再編)

5 補助事業の効率化等

- 効率的かつ透明性の高い事業の実施を図る観点から、畜産に係る補助事業についての事業実施主体の選定に当たり公募方式を導入（平成 20 年度より公募方式を導入）。
(平成 23 年度実績：平成 24 年度畜産業振興事業に係る事業実施主体について公募を実施。)
- 補助金の交付方式及び公益法人等に造成している基金の見直しを行う。また、保有資金及び公益法人に造成している基金の残高については、大幅に縮減。
(平成 23 年度実績：補助金の交付方式について、養豚経営安定対策事業の直接交付方式を完全実施するとともに、肉用牛肥育経営安定特別対策事業において、生産者への直接交付方式をモデル的に実施。また、保有資金の残高は、22 年度末は 1,429 億円、23 年度末は 828 億円、24 年度末は 138 億円の見込み。公益法人に造成している基金については、21 年度末は 26 基金で 1,457 億円（うち補助金 1,423 億円）であったが、22 年度末は 9 基金で 986 億円（うち補助金 976 億円）、23 年度末は 6 基金で 829 億円（うち補助金 819 億円）（その大半が生産者等に貸し付けているリース物件等の貸付残)

各府省別法人の見直し当初案の内容一覧表

府省名	農林水産省			
法人名	1. 事務及び事業の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)		2. 組織の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)	
	事務及び事業名	具体的措置(又は見直しの方向性)	3. 運営の効率化及び自律化の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)	
独立行政法人農業者年金基金	農業者年金事業	<p>【加入推進活動の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在の農業者年金は任意加入となっているが、政策年金として、農業者のリタイヤ後の生活の保障とともに、就農に対する支援策の一つという面もあることから、政策年金の対象となる若い農業者の加入推進等にポイントをおいた目標の設定について検討する。 業務受託機関(市町村(農業委員会)、農協)に対する業務委託費についても、加入推進の新たな目標に沿った考え方の下に、受託機関のインセンティブを喚起するような配分方法に見直すことを検討する。 <p>【業務受託機関に対する審査指導の見直し】</p> <p>年金業務の適正な実施のためには、当法人の管理運営の適正化に併せ、業務受託機関における業務の適正性を確保することが不可欠である。このため、当法人が定期的に審査指導を行う業務受託機関の割合を増やすとともに、課題等が見られる業務受託機関に対しては特別な審査指導を行うなど、審査指導の拡充・強化を図ることを検討する。</p> <p>【手続きの迅速化】</p> <p>申請書等の標準処理期間については、電算処理業者への委託体制を全面的に見直し、平成26年度までに新たな電算処理システムを導入することにより、申請書等の標準処理期間を大幅に短縮(60日間→30日間等)し、業務の効率化、利用者の利便性の向上を図ることを検討する。</p>	<p>【常勤職員数の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> 旧年金受給者の減少及び農地売買貸借等事業等事業量の低下に伴う業務量の見直しを計画的に進める。 一方、業務受託機関に対する審査指導の拡充・強化、当該法人のガバナンスの強化等に必要な業務や組織についても計画的な体制の整備を図る。 以上の業務量の見直しを踏まえて、常勤職員数の見直し(削減)について検討を行う。 	<p>【管理運営の適正化(人事管理・人件費を含む)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該法人は、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24年1月20日閣議決定)において金融業務型の成果目標達成法人とすることとされたことを踏まえ、ガバナンスの強化を進める。 なお、人件費については、ラスパイレス指数が、中期目標期間中は引き続き100を下回るよう措置。

I. 中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しの当初案整理表

法人名	独立行政法人農業者年金基金			府省名	農林水産省		
沿革	昭和45年10月 特殊法人農業者年金基金 → 平成15年10月 独立行政法人農業者年金基金						
中期目標期間	平成20年4月1日から平成25年3月31日						
役員数及び職員数 (平成24年1月1日現在) ※括弧書きで監事の数を記載。 役員数は監事を含めた数字を記載。	役員数(うち、監事の人数)			職員の実員数			
	法定数	常勤の実員数	非常勤の実員数	常勤職員		非常勤職員	
	5人(2人)	4人(1人)	1人(1人)	75人		10人	
年 度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度(要※)	
国からの財政支出額の推移 (単位:百万円)	一般会計	129,345	128,912	129,407	128,036	127,900	129,342
	特別会計	-	-	-	-	-	-
	計	129,345	128,912	129,407	128,036	127,900	129,342
	うち運営費交付金	3,890	3,791	3,657	3,364	3,341	3,341
	うち施設整備費等補助金 うちその他の補助金等	-	-	-	-	-	-
支出予算額の推移 (単位:百万円)	399,463	221,597	225,248	219,043	219,276	222,803	
利益剰余金(又は繰越欠損金)の推移 (単位:百万円)	発生要因	旧制度に基づく融資事業及び農地の割賦売渡による貸付金債権の貸付残高が大宗を占めている。					
	見直し案	なし					
運営費交付金債務残高 (単位:百万円)	218	701	1,075	1,219			
行政サービス実施コストの推移 (単位:百万円)	154,226	149,928	144,591	137,453	(見込み) 131,763	(見込み) 126,869	
見直しに伴う行政サービス実施コストの改善内容及び改善見込み額	業務受託機関に対する業務委託費の配分方法の見直し等の事務・事業効率化による経費の節減を図る。						
中期目標の達成状況 (業務運営の効率化に関する事項等)(平成23年度実績)	<p><業務運営の効率化に関する事項></p> <p>1 業務運営の効率化による経費の抑制等</p> <p>① 一般管理費(人件費を除く)については、平成19年度予算に比べ22.1%低下させた。【中期目標:15%抑制】</p> <p>② 事業費(業務委託費)については、平成19年度予算に比べ22.2%低下させた。【中期目標:13%以上抑制】</p> <p>③ 人件費(退職手当、福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)を除く。)及び人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。については、平成17年度に比べ15.6%削減した【中期目標:18年度以降5年間で5%以上削減】</p> <p>④ 給与水準については、対国家公務員地域別指数を99.4まで低下させるとともに、その検証結果や取組状況をホー</p>						

ムページで公表した。【中期目標：18年度の対国家公務員地域別指数110.0について10ポイント低下させる。】

2 業務運営の効率化

業務受託機関による電子情報提供システムの利用促進により業務運営を効率化させた（電子情報提供システムのアクセス件数は平成19年度に比べ330%増加。）。【中期目標：電子情報提供システムの利用の促進等により、業務運営を迅速化・効率化する。】

3 組織運営の合理化

① 常勤職員数について中期目標期初の82人を平成23年度末で76人に縮減した。【中期目標：中期目標の期間中に常勤職員数を極力縮減する。】

② 九州連絡事務所を平成20年度に、北海道連絡事務所を平成22年度に廃止した。【中期目標：北海道連絡事務所及び九州連絡事務所について平成22年度までに廃止する。】

<国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項>

1 農業者年金事業

① 農業者年金の被保険者資格の有無を確実に確認するため国民年金との被保険者資格記録の突合を年2回行った。【中期目標：被保険者資格の適正な管理等を行う。】

② 年金の受給漏れが発生しないようにするため、待期者に対し、65歳の誕生日を迎える3ヶ月前に裁定請求書の提出を働きかける通知を行った。【中期目標：支給漏れ等がないよう適切な年金給付を行う。】

2 年金資産の安全かつ効率的な運用

資金運用委員会を年4回以上開催し、年金資産の構成割合の検証等を行った。【中期目標：年金資産の構成割合について、妥当性の検証を毎年度1回以上行う。】

(独)農林漁業信用基金

所管	農林水産省経営局金融調整課、経営局保険監理官、林野庁林政部企画課、水産庁漁政部水産経営課、水産庁漁政部漁業保険管理官、財務省大臣官房政策金融課	中期目標期間	第1期:平成15年10月1日～平成20年3月31日(4.5年間) 第2期:平成20年4月1日～平成25年3月31日(5年間)											
沿革														
組織体制	本局・本部所在地:東京都千代田区内神田1-1-12コープビル 地方機関:なし													
役職員数	○役員数(平成24年1月1日現在): 理事長(常勤1)、副理事長(常勤1)、理事(常勤5)、監事(常勤2) ○職員数(平成24年1月1日現在): 105人(常勤)													
法人の目的	① 農業信用基金協会が行う農業近代化資金等に係る債務の保証、漁業信用基金協会が行う漁業近代化資金等に係る債務の保証等につき保険を行うこと、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会の業務に必要な資金を融通すること並びに林業者等の融資機関からの林業(林業種苗生産業及び木材製造業を含む。)の経営の改善に必要な資金の借入れ等に係る債務を保証することにより、農林漁業経営等に必要な資金の融通を円滑にし、もって農林漁業の健全な発展に資すること ② 農業災害補償法(昭和22年法律第185号)に基づき、農業共済団体等が行う保険事業等に係る保険金等の支払に関して必要とする資金の貸付け等の業務を行い、及び漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)に基づき、漁業共済団体が行う漁業共済事業等に係る共済金等の支払に関して必要とする資金の貸付け等の業務を行うこと (独立行政法人農林漁業信用基金法(平成14年法律第128号)第3条)													
業務の範囲	(1) 農業信用保険業務:ア 農業信用基金協会が行う農業近代化資金等に係る債務の保証等についての保険を行うこと。 イ 農業信用基金協会が行う保証業務の充実のために必要な資金を貸し付けること。 (2) 林業信用保証業務:ア 林業者等が経営の改善に資する資金等を借り入れることにより融資機関に対して負担する債務の保証を行うこと。 イ 林業者等及び木材卸売業者等が計画的に木材の生産又は流通の合理化を図るために必要な資金を供給する事業を行う都道府県に対し、これに必要な資金を貸し付けること。 ウ 株式会社日本政策金融公庫等に対し、森林整備活性化資金の融通に必要な資金を無利子で寄託すること。 (3) 漁業信用保険業務:ア 漁業信用基金協会が行う漁業近代化資金等に係る債務の保証等につき保険を行うこと。 イ 漁業信用基金協会が行う保証業務の充実のために必要な資金を貸し付けること。 (4) 農業災害補償関係業務:農業共済団体等の保険金又は共済金の支払に必要な資金の貸付け等を行うこと。 (5) 漁業災害補償関係業務:漁業共済団体の共済金又は再共済金の支払に必要な資金の貸付け等を行うこと。													
H19～23年度における決算額 (H24は予算額) (単位:億円)	【収入】 事業交付金等 出資金・借入金 自己収入等 合計	H19決算	H20決算	H21決算	H22決算	H23決算	H24予算	【支出】 事業費 一般管理費 合計	H19決算	H20決算	H21決算	H22決算	H23決算	H24予算
		11	69	115	19	153	58	906	769	802	793	1,079	2,136	
		87	65	109	58	184	702	19	17	18	17	18	19	
		813	677	785	763	911	1,394							
		911	810	1,010	840	1,248	2,154	926	786	820	811	1,097	2,155	

中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しの当初整理案

法人名	農林漁業信用基金
-----	----------

1. 組織の見直し基本方針			
独立行政法人農林漁業信用基金(以下「信用基金」という。)は、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24年1月20日閣議決定)において、「民間等からの出資の整理等を含め関係者と協議の上、特殊会社化について検討する。また、金融庁検査を導入する。」とされており、現在、特殊会社化について検討を進めている。			
2. 事務・事業の見直し	3. 資産・運営等の見直し		
事務及び事業名	措置内容等	講ずべき措置	措置内容等
①農業・漁業信用保険業務及び林業信用保証業務 ②農業・漁業共済団体に対する貸付業務	<p>信用基金が行う業務は、我が国農林漁業の健全な発展を図るという政策的な見地から、継続的に実施されることが必要な業務であるため、健全な財務内容の確保が必要不可欠。</p> <p>このため、信用基金は、中長期の収支の均衡に向けて、中期目標期間の最終年度までに単年度の業務収支を黒字化させることを目指すこととし、以下の点を踏まえて効率的、自律的な業務運営を行う。この場合、経済情勢、災害の発生、法令の変更等外的要因により影響を受けることに配慮。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率化 ・適切な保険料率・保証料率、貸付金利の設定 ・引受審査の厳格化等 ・モラルハザード対策 ・求償権の管理・回収の強化等 ・代位弁済率・事故率の低減 ・農・漁業信用基金協会に対する貸付け(貸付審査・回収) ・「民でできることは民で」という考え方を踏まえ、引き続き検討 <p>民間金融機関による融資を促すために、セーフティネットとしての法人の役割について周知を行うとともに、共済団体に対する適正・確実な貸付け(貸付審査・回収)を行う。</p>	①資産の有効活用 ②業務運営体制の効率化 ③経費支出の抑制	<p>信用基金の保有する職員用宿舎については、廃止計画(年内に策定予定)に基づき確実に廃止。</p> <p>人件費等経費の増加を招かないよう留意しつつ、内部統制機能の強化など多様な手法によるガバナンスを強化。</p> <p>人件費については、ラスパイレス指数が、中期目標期間中は引き続き100を下回るよう措置。</p>

※「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)で定められた見直し内容については、平成23年度中に全て措置済み(次ページ参照)。

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）の措置状況

【事務・事業の見直し】

事務・事業		講ずべき措置	措置内容・理由等
01	農業信用保険業務 (農業信用保険勘定)	低利預託原資貸付業務 (農業)の廃止	23年9月1日に事業を廃止済み。
02	林業信用保証業務 (林業信用保証勘定)	低利預託原資貸付業務 (林業)の再設計	林業者の資金需要に応じた規模まで事業規模を縮減することとし、23年9月13日に当該事業に係る政府出資金を減額した(171億円→98億円)。また、23年度当初より、林業者等がより使いやすい運転資金制度とするため、一層低利となる資金の創設等の条件改定を行うとともに、木材の生産及び流通の合理化のための経営改善及び構造改善という政策上の重点を踏まえ、資金メニューの廃止・統合を行うなど、制度の見直しも実施した。
03	漁業信用保険業務 (漁業信用保険勘定)	低利預託原資貸付業務 (漁業)の廃止	23年9月1日に事業を廃止済み。
04	農業災害補償関係業務 (農業災害補償関係勘定)	事業の見直し	農業災害補償関係業務について、中期の融資に対応するために必要な資金規模まで縮減することに伴い、23年9月13日に政府出資金のうち20億円を国庫納付済み。 利益剰余金については23年7月8日に20億円を国庫納付済み。
05	漁業災害補償関係業務 (漁業災害補償関係勘定)		

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置		措置内容・理由等	
06	不要資産の国庫返納	農業信用保険勘定の 低利預託用出資金	23年9月13日に、政府出資金全額(125億円)を国庫納付済み。
		林業信用保証勘定の 低利預託用出資金	23年9月13日に、新しい運転資金制度において活用する見込みのない政府出資金(73億円)を国庫納付済み。
		漁業信用保険勘定の 低利預託用出資金	23年9月13日に、政府出資金全額(60億円)を国庫納付済み。
		農業災害補償関係勘定の 利益剰余金及び政府出資金	23年9月13日に、政府出資金のうち20億円を国庫納付済み。 利益剰余金については23年7月8日に20億円を国庫納付済み。

見直し当初案の内容一覧表

府省名		農林水産省		
法人名	1. 事務及び事業の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)		2. 組織の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)	3. 運営の効率化及び自律化の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)
	事務及び事業名	具体的措置(又は見直しの方向性)		
独立行政法人農林漁業信用基金	【農業信用保険業務】 【林業信用保証業務】 【漁業信用保険業務】	【事業の効率化】 信用基金が行う業務は、我が国農林漁業の健全な発展を図るという政策的な見地から、継続的に実施されることが必要な業務であるため、健全な財務内容の確保が必要不可欠。 このため、信用基金は、中長期の収支の均衡に向けて、中期目標期間の最終年度までに勘定毎の単年度の業務収支を黒字化させることを目指すこととし、以下の点を踏まえて効率的、自律的な業務運営を行う。この場合、経済情勢、災害の発生、法令の変更等外的要因により影響を受けることに配慮。 ・事業の効率化 ・適切な保険料率・保証料率、貸付金利の設定 ・引受審査の厳格化等 ・モラルハザード対策 ・求償権の管理・回収の強化等 ・代位弁済率・事故率の低減 ・農・漁業信用基金協会に対する貸付け(適正な貸付審査・確実な回収) ・「民でできることは民で」という考え方を踏まえ、引き続き検討	【特殊会社化の検討】 独立行政法人農林漁業信用基金は、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24年1月20日閣議決定)において、「民間等からの出資の整理等を含め関係者と協議の上、特殊会社化について検討する。また、金融庁検査を導入する。」とされていることから、現在、特殊会社化について検討を進めているところ。	【資産の有効活用】 信用基金の保有する職員用宿舎については、廃止計画(年内に策定予定)に基づき確実に廃止。 【経費支出の抑制】 人件費については、ラスパイレス指数が、中期目標期間中は引き続き100を下回るよう措置。
	【農業災害補償関係業務】 【漁業災害補償関係業務】	【事業の効率化】 民間金融機関による融資を促すために、セーフティネットとしての法人の役割について周知を行うとともに、共済団体に対する適正・確実な貸付け(貸付審査・回収)を行う。		

I. 中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しの当初案整理表

法人名	独立行政法人農林漁業信用基金			府省名	農林水産省・財務省		
沿 革	昭和 27. 9 (認) 農業共済基金	(平成 12. 4 解散・承継)			平成 15. 10 (独) 農林漁業信用基金		
	昭和 41. 8 (認) 農業信用保険協会						
	昭和 38. 10 (特) 林業信用基金	昭和 62. 10 (認) 農林漁業信用基金					
	昭和 27. 12 中小漁業融資保証保険特別会計 (昭和 52. 1 廃止・承継)						
	昭和 49. 10 (認) 中央漁業信用基金						
	昭和 39. 12 (特) 漁業共済基金 (昭和 57. 10 解散・承継)						
中期目標期間	第 1 期：平成 15 年 10 月～20 年 3 月			第 2 期：平成 20 年 4 月～平成 25 年 3 月 (23 年見直し)			
役員数及び職員数 (平成 24 年 1 月 1 日現在) ※括弧書きで監事の数を記載。 役員数は監事を含めた数字を記載。	役員数 (うち、監事の人数)			職員の実員数			
	法定数	常勤の実員数	非常勤の実員数	常勤職員		非常勤職員	
	9 人 (2 人)	9 人 (2 人)	0 人 (0 人)	105 人		9 人	
年 度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度(要)	
国からの財政支出額の推移 (単位：百万円)	一般会計	2, 330	2, 888	3, 541	3, 721	6, 682	
	特別会計	—	—	—	—	—	
	計	2, 330	2, 888	3, 541	3, 721	6, 682	
	うち運営費交付金	—	—	—	—	—	
	うち施設整備費等補助金	—	—	—	—	—	
うちその他の補助金等	2, 330	2, 888	3, 541	3, 721	6, 682		
支出予算額の推移 (単位：百万円)	224, 665	235, 598	223, 512	220, 306	215, 509		
利益剰余金 (又は繰越欠損金) の推移 (単位：百万円)	6, 879	8, 747	9, 359	9, 782			
発生要因	中小企業金融円滑化法や畜産関係対策の実施により、保険事故の発生が後倒しされていることから、保険金支払が減少						

		したことによる。				
	見直し案	-				
運営費交付金債務残高 (単位:百万円)		-	-	-	-	
行政サービス実施コストの推移 (単位:百万円)		7, 106	4, 407	3, 342	7, 971	(見込み)
見直しに伴う行政サービス実施コストの改善内容及び改善見込み額	<p>① 農漁業保険業務においては、引受審査の厳格化、部分保証の拡大等のモラルハザード対策の実施による保険金支払の減少が期待できること</p> <p>② 林業債務保証業務においては、保証審査の厳格化や部分保証の拡大等のモラルハザード対策の実施による代位弁済の減少が期待できることから、行政サービス実施コストは改善すると考えられる。</p>					
中期目標の達成状況 (業務運営の効率化に関する事項等) (平成23年度実績)	<p>本法人は、農林漁業者の信用力を補完し、農林漁業経営に必要な資金の融通を円滑にするなどにより、もって農林漁業の健全な発展に資することを目的としている。本法人の業務は農・漁業信用基金協会が行う債務の保証についての保険、林業者等の融資機関からの借入れに係る債務の保証等を行うとともに、農業・漁業災害補償制度の一環として、共済団体等に対して共済金等の支払に必要な資金の貸付けを行うものである。この目的を達成するため、中期目標を設定しており、これまでのところ順調な達成状況となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業の効率化については、全勘定を合算した事業費総額で見れば、引受審査の厳格化や部分保証の実施等による経費の削減に向けた取組が行われているものの、東日本大震災に起因する保険金支払等が影響し3.1%増加となるが、東日本大震災による影響を除けば、45.8%減少していることから、A評価。 ○ 低利預託原資貸付業務(農林漁)に係る政府出資金等については、閣議決定に基づき、23年9月までに国庫返納済み。 ○ 業務運営体制については、23年10月に農業・漁業災害補償関係部門を統合。 ○ 経費支出の抑制については、公益法人等に対する会費支出の見直し、債権回収業者の活用や自律的な経費削減の取組の推進のほか、東日本大震災に対応するための業務実施方法の見直しなど十分な取組。 ○ 人件費については、23年度のラスパイレス指数(地域別・学歴別)は96.2となり十分な取組。 ○ 内部監査については、内部監査計画の策定及びチェックリストを整備した上で内部監査を実施しており、また、内部監査実施後のフォローアップや監査能力向上のための取組。 ○ 調達方式については、閣議決定等を踏まえ策定した随意契約等見直し計画に基づき22年度末に達成。 ○ 人事評価の導入については、正式導入が24年4月となったことからC評価。 					